

勤務期間の計算等について

1 表彰対象者の基本原則

- (1) 現に千代田区介護サービス推進協議会に登録している区内の介護事業所等に、基準日において継続して1年以上勤務していること。
- (2) 1週間当たりの所定労働時間が30時間以上である職員であること。これに該当しない期間がある場合は、当該期間を除いた上で勤務期間を通算することとする。

2 勤務期間の計算の対象となる介護事業所等

- (1) 勤務期間の計算に当たっては、現に勤務する介護事業所等に限らず、これまでに勤務した全ての介護事業所等に勤務した期間を通算するものとする。
- (2) (1)の期間には、千代田区以外に所在する介護事業所等に勤務した期間を含むものとする。
- (3) 表彰対象外の施設等（病院、保育園等）に勤務した期間がある場合には、当該期間を除いた上で勤務期間を通算することとする。

3 離職期間

転職等により離職した期間がある場合は、当該期間を除いた上で勤務期間を通算することとする。

4 休業等期間の通算

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条の規定に基づく産前産後休業や育児休業、介護休業等育児又は介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）に基づく育児休業又は介護休業など、各種法令の規定に基づき休業等をした期間は、これを勤務したものとみなして通算する。
- (2) 就業規則等の規定に基づき休暇等を取得した期間は、これを勤務したものとみなして通算する。

5 算定期間に基づく表彰の種類

1から4に基づき算出した期間が、5年以上10年未満の場合は5年表彰、10年以上20年未満の場合は10年表彰、20年以上30年未満の場合は20年表彰、30年以上の場合は30年表彰に該当する。